

2022年6月1日

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

ニッセイ・ウェルス生命 山梨中央銀行を通じ、『はじめての介護』を販売開始

はじめての介護

告知コース 無告知コース

指定通貨建終身保険
指定通貨建特別終身保険

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社（代表取締役社長：井本 満、以下「ニッセイ・ウェルス生命」）は、株式会社山梨中央銀行（取締役頭取：関 光良）を通じ、2022年6月1日より『はじめての介護』*1（以下「当商品」）の販売を開始いたしました。

当商品は、相続・介護への準備ができる保険料一時払の外貨建終身保険です。お客様のニーズに合わせて、「告知コース」「無告知コース」の2コースからご選択いただけます。また、契約時に選択した介護保障割合（100%、50%）に応じて、所定の認知症による状態に該当された、または、要介護2以上と認定された場合は介護保険金をお受け取りいただけます。さらに、解約払戻金の円換算額が、お客様があらかじめ設定した目標額に到達した場合には、円建終身保険へ自動的に移行することができます*2。

「人生100年時代」にむけて、お客様のライフスタイルに合わせて、長生きの準備にご活用いただくことができます。

*1 正式名称：指定通貨建終身保険（告知コース） / 指定通貨建特別終身保険（無告知コース）

*2 目標額到達時円建終身保険移行特約Ⅱを付加した場合

商品の詳細は以下の URL、商品の特徴については別紙をご覧ください。

https://www.nw-life.co.jp/product/individual/insurance/hajimete_no_kaigo/

・契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報） 兼 商品パンフレット

ニッセイ・ウェルス生命は、これからも多様化するお客様のニーズにきめ細かくお応えする商品・サービスを提供してまいります。

商品の特徴

『はじめての介護』

1. 「告知コース」「無告知コース」のいずれかをご選択いただけます*1。
「告知コース」
 - ・ご契約からすぐに、外貨で一時払保険料以上の一生涯の保障を確保できます。
 - ・死亡保障、高度障害保障、介護保障があります。
 - ・お申込みにあたっては、被保険者の健康状態などについて、告知が必要となります。「無告知コース」
 - ・契約日から5年経過後に、一生涯の保障が増加します。
 - ・死亡保障、介護保障があります。
 - ・お申込みにあたっては、被保険者の健康状態の告知なしでご加入いただけます。
2. 所定の認知症による状態に該当された、または、要介護2以上と認定された場合*2、介護保険金をお受け取りいただけます。
 - ・所定の認知症による状態に該当された、または、要介護2以上と認定された場合*2、介護保険金をお受け取りいただけます。
 - ・ご契約時に介護保障割合100%、50%をご選択いただけます。
 - ・介護保険金額*3は基本保険金額に対し、契約時にご選択いただく介護保障割合（100%、50%）を乗じた金額となります。
 - ・介護保障割合100%を選択された場合、介護保険金のお受け取りにより契約が消滅するため、以後の保障はありません。
 - ・介護保障割合50%を選択された場合、介護保険金のお受け取り後も、死亡・高度障害保障*4が続き、残りの50%の金額を一生涯の死亡・高度障害保障*4として確保できます。
3. あらかじめ設定した目標額に到達した場合、円建終身保険へ自動的に移行することができます*5。
 - ・ご契約から1年経過以後、解約払戻金の円換算額があらかじめ設定した目標額に到達した場合、円建終身保険へ自動的に移行することができます*5。
 - ・円建の目標額は、一時払保険料の円換算額*6に対し、110%から200%の範囲内（10%単位）で設定可能です。
 - ・円建終身保険への移行後も死亡保障、介護保障があります。円建終身保険への移行日以後に要介護2以上に認定された場合*7、特約介護保険金をお受け取りいただけます*8。

- *1 今までに要介護認定を受けたことがある方や公的介護保険の申請中である方は、この保険にはお申込みいただけません。
- *2 「告知コース」

介護保険金は被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病によって次のいずれかに該当した場合に支払われます。

 - ① 公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上に該当していると認定されたとき。
 - ② ニッセイ・ウェルス生命所定の要介護状態に該当し、その該当した日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき。
 - ③ ニッセイ・ウェルス生命所定の器質性認知症に該当し、その器質性認知症によるニッセイ・ウェルス生命所定の状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき。
- 「無告知コース」

介護保険金は被保険者が次のいずれかに該当した場合に支払われます。

 - ① 保険期間中に次のいずれにも該当したとき
 - ・責任開始期以後に生まれて初めて、公的介護保険制度による要支援または要介護の認定を受け、その認定の効力が生じたこと。
 - ・責任開始期以後に発生した傷害または疾病を直接の原因として、公的介護保険制度による要介護2以上に該当していると認定され、その認定の効力が生じたこと。
 - ② 第2保険期間中に、責任開始期以後に発生した傷害または疾病を直接の原因として、ニッセイ・ウェルス生命所定の器質性認知症に該当し、その器質性認知症によるニッセイ・ウェルス生命所定の状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき。
- *3 「無告知コース」の場合は、契約日から5年経過以降の介護保険金額。
- *4 「無告知コース」の場合、高度障害保障はありません。
- *5 目標額到達時円建終身保険移行特約Ⅱを付加した場合。
- *6 一時払保険料を円でお払込みいただいた場合は、円入金額となります。
- *7 特約介護保険金は公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上に該当していると認定されたときに支払われます。なお、支払事由については、円建終身保険への移行前と異なります。
- *8 移行前に介護保険金をお受け取りいただいた場合は、移行後のお受け取りはありません。

本ニュースリリースは報道機関向けに作成した資料です。したがって、商品のご検討に際しましては、必ず「契約締結前
交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」をあわせてご覧ください。